

別紙１ リスク分担保

本事業の運営段階における市と事業者のリスク分担に関し、現時点での方針は以下に示す。詳細については事業契約の締結を行う際に定めるものとする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集リスク	募集要項等の誤り及び内容の変更に関するもの等	○	
	応募費用リスク	応募手続きに係る費用の負担		○
	契約リスク※１	契約締結の中止	○	○
	政策変更リスク	市の政策方針や事業計画の変更によるもの	○	
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）	○	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く）		○
	税制度リスク	事業者利益に課される税制度の新設・変更に関するもの		○
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	住民対応リスク	本事業の実施に関する住民の反対運動・訴訟や苦情等が生じた場合	○	
		上記以外に関する住民の反対運動・訴訟や苦情等が生じた場合		○
	第三者賠償リスク	市の事由による事故によるもの	○	
		上記以外の事由による事故によるもの		○
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震、公衆衛生上の事態等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△ ※２
	物価変動リスク	物価変動によるもの	○	△ ※３
	事業の中止・延期・遅延リスク	市の事由による事業の中止・延期・遅延	○	
		上記以外の事業の中止・延期・遅延		○
	性能リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む）		○
	資金調達リスク	必要投資額の調達に関するもの		○

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
維持管理・運営	遅延リスク	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理リスク	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		利用者による什器・備品等の破損・紛失・盗難	△ ※4	○
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	什器・備品更新リスク	市の事由による業務に関する什器・備品等の更新	○	
		上記以外の事業期間中に必要となる什器・備品等の更新		○
	施設の契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合期間中に見つかった施設の契約不適合		○
		事業契約に規定する契約不適合期間後に見つかった施設の契約不適合	○	
	施設損傷・劣化リスク	事業者の責に帰すべき事由（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の損傷・劣化に関するもの		○
		上記以外の事由によるもの	○	
	業務内容変更リスク	市の事由による業務内容変更	○	
		上記以外の事由による業務内容変更によるもの		○
	情報流出リスク	市の事由による個人情報の流出	○	
		上記以外の事由による個人情報の流出		○
事業終了時	維持管理費・運営費の増大リスク	市の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	光熱水使用量の変動リスク	光熱水使用量の変動による光熱水費の増減（事業者が光熱水費を負担する付帯事業を除く）	○	※5
	付帯事業リスク	付帯事業の実施に係るすべてのリスク		○
	移管手続リスク	事業者の責に帰すべき事由による契約終了時の移管手続、業務引継及び事業者側の清算手続に要する費用の増大		○

※1：不正行為によるものを除き事由の如何を問わず、市又は事業者は自らに発生する費用を負担する。

※2：維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、事業者に増加費用又は損害が発生した場合のリスク分担は、次の内容を想定する。

- (1) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲内の場合、事業者が負担する。
- (2) 当該増加費用及び損害の額が、保険等の措置によりカバーされる損害の範囲を超える場合は、当該増加費用及び損害の額が、当該不可抗力が発生した事業年度の累計で、年間の維持管理・運營業務に係る対価の額の100分の1に至るまでは、事業者が全て負担する。
- (3) (2) を超える額については、市が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合、当該保険金の額が年間の維持管理・運營業務に係る対価の額の100分の1を超える時は、当該超過額を、市の負担すべき増加費用及び損害の額から控除する。

※3：物価変動に対するリスク分担は、次の内容を想定する。

- (1) 市及び事業者は、(2) に定める物価指標が±1.5%を超えて変動した場合、運營業務に係るサービス購入料を改定する。
- (2) 物価指標は、『毎月勤労統計調査』賃金指数 調査産業計 きまって支給する給与事業所規模5人以上（厚生労働省）」の年度平均値とする。
- (3) 初回は、令和7年度の物価指標の平均値と、運営開始前年度の物価指標の平均値を比較し、1.5%を超えて変動している場合、当初予定されていたサービス購入料に変動率を乗じることにより改定を行う。
- (4) 以後、改定が行われた後の年度は、改定前年度の物価指標の平均値と、サービス購入料の支払対象年度の前年度の物価指標の平均値を比較し、同様に改定を行う。また、改定が一度も行われていない段階では、令和7年度の物価指標の平均値とサービス購入料の支払対象年度の前年度の物価指標の平均値を比較し、同様に改定を行う。

※4：原則として事業者の負担とするが、本施設は障がいのある人が利用者であることも考慮し、事業者の善管注意義務をもってしても防ぐことができない破損・紛失・盗難等については市と協議を可能とする。

※5：事業者は、省エネの推進による光熱水費の削減を図り、光熱水使用量が一定の基準値を超過した場合に市に対して合理的な説明を行う義務を負う。